

最低賃金額の大幅な引上げ並びに徳島地方最低賃金審議会の審理公開及び最低賃金の効力発生時期の改善を求める会長声明

第1 声明の趣旨

- 1 当会は、中央最低賃金審議会に対し、全国の最低賃金額の目安を大幅に引き上げるよう求める。
- 2 当会は、徳島地方最低賃金審議会及び徳島労働局長に対し、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保するため、徳島県の最低賃金を大幅に引き上げるよう求める。
- 3 当会は、徳島地方最低賃金審議会に対し、最低賃金額について実質的な議論を行う最低賃金専門部会の審理については、全面公開された三者協議の場においてこそ実質的な議論を実施するよう求める。
- 4 当会は、徳島地方最低賃金審議会に対し、次回以降の最低賃金改定時には、「公示の日から起算して30日を経過した日」（最低賃金法14条2項）から最低賃金改定の効力が生じるように改善することを求める。

第2 声明の理由

- 1 徳島県の地域別最低賃金は、令和8年1月1日から1時間1046円に引き上げられた（引き上げ前は1時間980円）。

しかし、労働者の生活の安定という点からは、未だ十分な引上げとは評価できない。

すなわち、我が国の最低賃金制度は、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資することを目的としている（最低賃金法1条）。最低賃金制度を「すべての労働者を不当に低い賃金から保護する安全網」（セーフティーネット）として実効的に機能させるためには、最低賃金を基準にフルタイムで働いた場合にも人間らしい生活を送ることができる社会を志向して、最低賃金額が検討されなければならない。

ところが、1時間1046円という水準では、労働者が仮にフルタイム（1日8時間、週40時間、月平均173.8時間）で働いたとしても、各種控除前の名目給与金額は月約18万2000円、年収約218万円である。また、労働者が平均的な所定労働時間（月平均154時間）で働く場合には、各種控除前の名目給与金額は月約16万1000円、年収約193万円にしかない。いずれの場合も、いわゆるワーキングプア水準と呼ばれる年収200万をわずかに超えるか、それを下回っている。この賃金額では、労働者が十分に生活していけるだけの水準が確保されているとは到底

言い難い。

さらに、近年、食料品や光熱費など生活関連品の価格が急上昇している。昨今の労働組合の全国組織が学者と協力して調査した結果（以下「本件調査結果」という。）によれば、近年の物価上昇の中で、若者が自立して人間らしく生活するために必要な生計費は、時給に換算すると1700円から1900円と試算された。「労働者の生活の安定」という最低賃金法の目的を実現するためには、現在の大幅な物価上昇も踏まえればなおさら、その額を大幅に引き上げる必要がある。

2 最低賃金の地域間格差が依然として大きいことも問題である。

本件調査結果によれば、地域別最低賃金を定めるにあたって重要な考慮要素とされている労働者の生計費に関し、都市部と地方との間で、ほとんど差がないことが明らかになっている。これは、地方では、都市部に比較して住居費が低廉であるものの、通勤その他の社会生活を営むために余儀なくされる自動車の維持費・交通費が高いなど、支出の内訳は異なるものの支出の総額には大差がないことが背景にある。

ところが、徳島県の最低賃金額である1046円と最も高額である東京都の1226円とを比べると、その間に180円もの開きがある。かかる最低賃金の地域間格差の存在は、当県からの有為な人材の流出を引き起こしかねないとともに、人口減少に危機感を抱いている本県において、人口環流の障壁ともなりかねない。そのため、徳島県の最低賃金額は、少なくとも全国加重平均額（都道府県ごとの最低賃金額を合計して47で除した金額ではなく、都道府県ごとの最低賃金額に都道府県ごとの労働者数を乗じた額について、これを全労働者数で除した金額。令和7年度は1121円。）を超える金額まで引き上げるにより、最低賃金額の地域間格差の解消を図る必要がある。

3 令和7年度から、最低賃金額について実質的な議論を行うために設置されている徳島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の三者協議が全面公開されることとなった。これは、労働者代表委員や使用者代表委員から、どのような根拠に基づいてどのような主張がなされたのか、徳島県の最低賃金がどのような議論を経て決定されているのか、そのプロセスを明らかにし、その結果、最低賃金によって最も生活に影響を受ける低賃金労働者や非正規労働者が、最低賃金の決定過程について情報を得ることができるという点から、前進ではある。

しかし、同年度の専門部会においては、公開された三者協議はわずかであり、労働者・公益委員、使用者・公益委員、労働者・使用者間の二者協議がほとんどの時間を占めていた。そして、これらの二者協議は公開されてい

ないため、実体は、専門部会の全面公開とはほど遠い。

徳島県の最低賃金がどのような議論を経て決定されているのか、そのプロセスを公開し、最低賃金の決定過程を透明化するという観点から、全面公開された三者協議の場においてこそ実質的な議論が実施されるべきであり、今後の審議の進め方について、公開の趣旨が形骸化しないよう注視していく必要がある。

- 4 令和7年度の最低賃金改定の発効日が令和8年1月1日まで遅延されたことも問題である。

最低賃金法14条2項では、別段の決定のない限り「公示の日から起算して30日を経過した日」から最低賃金改定の効力が生じることとされている。

しかし、徳島地方最低賃金審議会が何の理由づけもなく改定の発効日を令和8年1月1日まで遅らせる内容の答申を行ったため、徳島県では、令和7年内は最低賃金が980円のまま据え置かれた。その結果、隣県の最低賃金が、淡路島を含む兵庫県は令和7年10月4日から1116円（改定前1052円）に、香川県は同月18日から1036円（改定前970円）に、愛媛県は同年12月1日から1033円（改定前956円）に、高知県は同日から1023円（改定前952円）にそれぞれ引き上げられたことに伴い、徳島県の最低賃金は、一定期間、隣県よりも著しく低い状況となってしまったのである。

このような発効日の遅延は、新たな地域間格差の発生につながりかねないことや、物価高騰が続く現在、低賃金労働者の生活改善を妨げることも無視できない。次回以降の最低賃金改定時には、「公示の日から起算して30日を経過した日」（最低賃金法14条2項）から最低賃金改定の効力が生じるように改善すべきである。

- 5 最低賃金額の大幅な引き上げは、特に地方の中小企業の経営に影響を与える可能性が大きいことから、日本の経済を支えている中小企業が賃金を引き上げても円滑に企業運営を行うことができるよう十分な支援策を講じることが必要である。現在、国は「業務改善助成金」制度による支援を実施しているが、さらに、例えば、社会保険料の事業主負担を免除・軽減等の支援策や、人件費等の上昇を取引価格に適正に反映させられるように独占禁止法・中小受託取引適正化法等の法規制を積極的に運用すること等も有効であり、これらの諸施策によって、最低賃金額の引き上げだけでなく、広く労働者の賃金水準の向上を促し、経済の好循環にも寄与するものと考えられる。

- 6 以上のことを踏まえて、当会は、

(1) 中央最低賃金審議会に対し、全国の最低賃金額の目安を大幅に引き上

- げること、
- (2) 徳島地方最低賃金審議会及び徳島労働局長に対し、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保するため、徳島県の最低賃金を大幅に引き上げること、
 - (3) 徳島地方最低賃金審議会に対し、最低賃金額について実質的な議論を行う最低賃金専門部会の審理については、全面公開された三者協議の場においてこそ実質的な議論を実施すること、
 - (4) 徳島地方最低賃金審議会に対し、次回以降の最低賃金改定時には、「公示の日から起算して30日を経過した日」（最低賃金法14条2項）から最低賃金改定の効力が生じるように改善すること、
- を求める。

2026年（令和8年）6月15日

徳島弁護士会
会長 生長 拓也